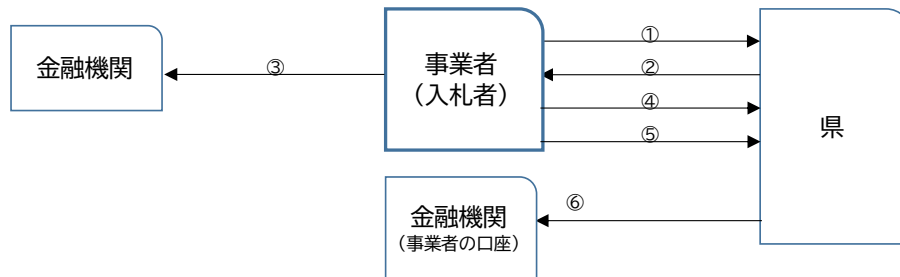


(参考)

入札保証金の手続きの流れ

入札保証金 . . . 入札者が落札した場合において、契約を締結すべき義務の履行を担保するために納付させるもの。
なお、落札者が契約を締結しないときは、その入札保証金は県に帰属する。



① 払込書の発行依頼 (事業者 → 県)

入札に必要な保証金の額 (見積る契約金額(税込)の5/100以上) を決めてください。

「納付書発行依頼書」を作成し、県(栽培漁業センター)に令和7年3月27日(木)12時までに提出してください。

* 原本の提出前に、FAXかメールで送信してください。

② 払込書の発行 (県 → 事業者)

保証金の「払込書」を発行します。発行後、事業者に連絡しますので、受取をお願いします。

* 通常、2～3日程度要します

③ 保証金の払い込み (事業者 → 金融機関)

県(栽培漁業センター)から「払込書」を受け取った後、金融機関の窓口で保証金を納めてください。

* 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期日までに納付ください。

* 県外はみずほ銀行と鹿児島銀行のみ

* 金融機関の窓口の営業時間に注意

金融機関から「受領書」を受け取ったら、その写しを県(栽培漁業センター)に提出してください。

(FAX or メール)

*** 令和7年4月3日(木)まで**

④ 入札への参加 (事業者 → 県)

⑤ 保証金の還付請求 (事業者 → 県)

入札後は、速やかに「還付請求書」を栽培漁業センターに提出してください。

⑥ 保証金の払い戻し (県 → 金融機関(事業者の口座))

預かった入札保証金を、貴社の口座にお返しします。(請求書の受理日から約2週間後)